

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年6月14日4医指第47号―9で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求人が行った開示請求（以下「本件請求」という。）の内容は、「〇〇病院に関する開設申請書、行政処分、監督、指導、調査、事故報告等全ての書類・資料<開設日より本日迄の分>」である。

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、本件請求のうち、〇〇市内にある〇〇病院（以下「本件病院」という。）の開設申請書並びに同病院に対する監督、指導及び調査に関する書類である。

(2) 開示決定状況

本件請求に対しては、実施機関の異なる所属で開示決定等を行っていることから、混乱を避けるため、本項においては実施機関（所属名）として表記する。

ア 本件決定について

実施機関（医療指導課）は、本件請求のうち、開設許可申請書については、保存期間（20年）を経過したため廃棄したとして、また、行政処分、監督及び指導に関する書類（医療指導課所管分）については、作成していないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

イ 本件請求のその余の部分に係る決定について

実施機関（〇〇保健福祉環境事務所）は、本件請求のうち、監督及び指導に関する文書について、条例第7条第1項第1号（個人情報）、第2号（事業情報）及び第4号（行政運営情報）に該当するとして、公文書部分開示決定を行うとともに、監督及び指導に関する文書の一部並びに行政処分に関する文書について、作成も取得もしていないとして、公文書非開示決定を行った。

また、事故報告書に関する文書について、その存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により公文書非

開示決定を行った。

なお、審査請求人は、これらの決定に対しては、審査請求を行っていない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和4年5月25日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年6月14日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和4年6月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和4年9月28日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- (1) 本件病院で発生した傷害事件により、本件病院に長期入院中の患者（以下「被害患者」という。）が〇〇市内の別の病院に救急搬送され、その後退院し本件病院に再入院した。

審査請求人は、被害患者の成年後見を行っている。被害患者は、事件により心身に多大な被害を受けるとともに、他院に一時的に転院せざるを得ず金銭面でも被害を受けたが、本件病院からは、事件発生に至る経緯及び入院患者に対する安全配慮等の説明がなかった。

- (2) このため、実施機関に、医療法及び同法施行規則並びに精神保健福祉法の各法令規定に基づく本件病院の体制に関する情報開示を求めたが、実施機関は、保存期間の経過により廃棄及び作成しておらず存在しないとして非開示とした。

- (3) 実施機関は、医療法及び同法施行規則並びに精神保健福祉法に基づく監督官庁であり、これら法令、規則により開設した医療法人の監督指導の法的責務がある。監督指導する上で開設事業者の情報は、転記等により維持継続されるのは当然である。なぜならそれらの情報無くして監督指導の遂行は困難

であるためである。

審査請求人が知る限りにおいて、本件病院では医師や看護師、ソーシャルワーカー等が何人も入れ替わっており、また建物の増改築も実施した。これらの人員体制や建物の管理は、監督官庁である実施機関が当然把握をしている。監督指導に関する文書や記録類が作成されていないはずはないのである。これらの記録や文書等も公文書であるから情報公開すべきであり、実施機関が情報開示をしないことは被害患者への重大な人権侵害である。

- (4) 実施機関は、「個人の権利利益を害するおそれがある情報となる」ため開示しないと弁明するが、医療法人は公人であり、公的利益を優先すること、公人情報を開示しても公共の利益に合致しており、これも憲法は保障している。審査請求人は、個人の権利利益を害する意図はなく、医療機関内で発生した傷害殺人事故事件で被った被害者の損害を回復することが大事である。医療機関における医師看護師等の安全配慮や院内暴力等医療現場に問題が無かったかを検証する必要がある。
- (5) ○○市のわずか○医療機関内で発生した社会犯罪の重大性に鑑み、医療法規則の安全管理委員会が適正・適法に運営されているかの行政監督の法的責務を実施機関は負う。実施機関の監督責務が果たされていなければ不作為若しくは過失である。
- (6) 審査請求人が別途実施機関や政令市に対して行った開示請求では、許認可に係る事業で現在も事業が継続している案件は永久保存されている。仮に原書が廃棄されていたとしても、監督官庁が監督責務を履行するために必要情報を別紙に転記することは合理的であり、転記された情報文書も情報開示の対象である。

以上から本件病院の情報を開示しないとの処分の取り消しを求める。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 病院を開設しようとする者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の許可を要するため、都道府県知事（政令指定都市の場合市長）に開設許可申請を行い、構造設備、人的要件、非営利性及び医療計画との関係について審査を受ける必要がある。しかし、当該内容は、開設許可を行う時点での適格性を判断するものであり、保存期間を過ぎた申請書は廃棄するため、收受した所属や時期によっては文書が存在しない可能性がある。
- (2) 実施機関では、適正な医療を確保するため、医療法第25条第1項により、毎年、定期の立入検査を実施し、病院が有する人員及び構造設備等を確認している。また、医療法においては、医療事故（提供した医療に起因する予期

しない死亡事故)の報告は都道府県知事等に対して行うものではないため、実施機関に医療法に基づく事故報告は存在しない。

- (3) 本件病院の開設許可申請書は、保存期間である20年を経過しているため、廃棄している。また、行政処分、監督、指導に関する書類は作成していない。以上から、本件決定は妥当である。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容

ア 文書の保存期間及び廃棄について

文書の保存期間の設定は、福岡県文書管理規程(平成16年福岡県訓令第1号)第53条の規定により、同規程第52条に定める文書の保存期間の種別に応じ、同規程別表第一に定める文書保存期間基準表を基準とし、かつ、法令等の定め、文書の効力、利用度、資料価値等を考慮して、所属長が定めるものとされている。

文書の廃棄は、同規程第66条の規定により行うこととされており、所属長は、保存期間が経過したときは、保存期間を延長するもの及び歴史公文書として選別したものを除き、廃棄する文書を文書管理システムに登録し、本庁にあっては総務部行政経営企画課長に廃棄を依頼しなければならないこととされている。総務部行政経営企画課長は、これにより依頼された文書の廃棄を適当と認めるときは、当該文書を廃棄することとされている。

イ 病院の開設及び変更許可申請について

病院を開設しようとする者は、医療法第7条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。また、病院を開設した者が、同条第2項の規定により、病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、同様とされている。

都道府県知事は、同条第4項の規定により、開設許可又は変更等の申請があった場合に、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が厚生労働省令並びに都道府県が条例で定める要件に適合するときは、許可を与えなければならないとされている。

ウ 病院の監督(立入検査及び行政処分)について

病院に対する監督は、医療法第4章第3節により、都道府県知事の権限として規定されている。

(7) 立入検査について

医療法第25条第1項によると、都道府県知事は、必要があると認め

るときは、病院の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとされている。

また、同条第2項によると、都道府県知事は、法令若しくは法令に基づき処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、必要な限度において、当該病院の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に当該病院の開設者の事務所その他当該病院の運営に係るのある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとされている。

実施機関では、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知。以下「立入検査要綱」という。）に基づき、毎年1回、各保健福祉（環境）事務所において、管内の病院に対し立入検査を実施しており、検査に当たっては、各保健福祉（環境）事務所において立入検査要綱に定められた調査様式を作成し、病院が有する人員及び構造設備等を検査している。

(イ) 行政処分について

都道府県知事は、医療法第23条の2により、病院の人員の配置が厚生労働省令等で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めてその人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとされている。

また、都道府県知事は、医療法第24条第1項により、病院が清潔を欠く又はその構造設備が各種規定等に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めてその全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命じることができることとされている。

(2) 本件決定の妥当性について

審査請求に係る対象文書は、本件病院の開設申請書（以下「本件文書1」という。）並びに同病院に対する監督、指導及び調査に関する書類（医療指導課所管分）（以下「本件文書2」という。）である。

ア 本件文書1の存否について

実施機関は、本件決定のうち、本件文書1については、開設許可を行う時点での適格性を判断するものであり、本件病院の開設許可申請書は、保存期間である20年を経過しているため、廃棄している旨主張している。

実施機関が公開している「福岡県病院名簿（令和5年4月1日）」によれば、本件病院の開設は平成7年であることが確認できる。そうすると、遅くとも同年までに本件病院から実施機関に対して、本件文書1が提出されたものと考えられる。

しかしながら、開設許可申請書の保存期間は20年と設定されており、開示請求日時点においては、本件病院の開設許可申請書が提出されてから25年以上が経過しているものと認められる。また、当審査会で文書管理システムを確認したところ、平成7年度の「病院許可」に関するファイルは、既に廃棄済みであることを確認した。

したがって、本件文書1を廃棄したとする実施機関の説明に不合理な点はないものと判断する。

イ 本件文書2の存否について

実施機関は、本件決定のうち、本件文書2については、作成も取得もしていない旨主張している。

病院に対する監督は、医療法第4章第3節により、都道府県知事の権限として規定されているところ、実施機関では、立入検査要綱に基づき、毎年1回、各保健福祉（環境）事務所において、管内の病院に対し立入検査を実施している。

本件病院に対する立入検査は、〇〇保健福祉環境事務所において実施されている。当該立入検査に係る公文書は、立入検査の実施主体である〇〇保健福祉環境事務所から、審査請求人に対して既に開示がなされており、立入検査を行っていない実施機関に当該文書が存在していないとする説明に不合理な点はないものと判断する。

また、都道府県知事は、病院の人員の配置が厚生労働省令等で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するとき、又は病院が清潔を欠く又はその構造設備が各種規定等に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、業務の停止や病院の構造設備の使用禁止等を命ずることができるとされている。

このことについて、当審査会から実施機関に確認したところ、本件病院における、行政処分を行う事情等はこれまで確認されておらず、本件文書2が作成も取得もされていないことを確認した。

以上のことから、本件文書2が作成も取得もしておらず存在しないと
する実施機関の説明に不合理な点はないものと判断する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行
った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するも
のではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。